

整理番号	区域	医療機関名	許可病床数 (精神・感染症・結核除く) R3.7.1 ※1	病床機能報告による 機能別病床数 ※1		施設基準の 状況 R3.7.1 ※2	認定・届け出等 ※3					「公的医療機関等2025プラン」又は「医療機関2025プラン」の記載内容のうち、「自施設の現状」「今後の方針」「4機能ごとの病床のあり方 について」から集約・抜粋(プラン未作成の有床診療所については、病床機能報告の報告内容から整理) ※4	「具体的対応方針の見直し・検証」及び「構想区域全体の2025年の医療提供体制の検討」の検討結果 ※5						
				R3.7.1	R7.7.1		地域 医療 支援	救急 医療 施設	在宅 療養 支援	在宅 療養 後方 支援	終末 期 医療		機能別病床 数(2025)	変更 あり	変更 なし	検討 中	具体的な変更内容等		
1	柳井	坂本病院	療養 100 100	慢性 100 100	慢性 100 100							・慢性期機能を担う。	・周東総合病院への負担を少しでも少なくすべく、従来通り誤嚥性肺炎や保命的加療対象の脳疾患等の治療を自院で行いながら、慢性期への移行患者の受け入れを行っていく。	慢性 100 100					
2	柳井	国立病院機構 柳井医療セン ター	一般 280 280	慢性 280 280	慢性 280 280							・慢性期機能を担う。 ・山口県全域及び広島県西部地区における神経難病、重症心身障害医療専門医療施設として位置づけられている。	・当院が担う慢性期機能は、長年にわたり療養が必要な重度の障害者、難病患者等を入院させる機能である。 ・神経難病等については、全県における医療提供体制が不十分で、県全体の神経難病等の医療を担うため、慢性期機能を維持する。 ・重度障害者の透析や重度心身障害児への医療については、当医療圏のみならず県内から広く患者を受け入れており、ポストNICU・短所入所への対応を充実しつつ、引き続き慢性期機能を維持する。 ・急性期入院医療までは必要としないが、在宅や介護施設等において症状の急性増悪した状態の患者に対して必要な医療を提供する。	慢性 280 280					
3	柳井	周東総合病院	一般 360 360	急性 回復 360 274 86	急性 回復 360 235 125	地ケア 86 86	○	○				・柳井医療圏で唯一の二次救急病院であり、主に救急医療、高度急性期・急性期医療を担っている。 ・高度急性期医療については、循環器疾患、外科領域、一部の脳血管疾患は対応しているが、ハイリスク分娩等の集中治療が必要な患者は他の医療圏に流出。 ・急性期医療については、精神科、皮膚科、耳鼻咽喉科を除くほぼ全ての疾患・領域に対応している。 ・回復期医療については、高齢者の在宅復帰を中心に対応しているが、一部の脳血管障害の回復期リハビリに関しては他の医療圏の病院に紹介している。	・柳井医療圏で唯一の二次救急病院として、救急医療・高度急性期・急性期医療に対応できる診療機能を維持していく。 ・高齢者の多い柳井医療圏で不足している回復期病床については、リハビリテーションを中心とした機能、在宅医療や介護施設において病状が増悪した患者を受け入れる機能を強化していく必要がある。	高度 360 18 急性 217 回復 125					
4	柳井	周防大島町立大 島病院	一般 99 療養 39 60	回復 慢性 99 39 60	回復 慢性 99 39 60	地ケア 21 21						・回復期機能と慢性期機能を担う。	・地域包括ケアシステムに寄与するため、島内唯一の急性期病院として、在宅医、訪問看護ステーション等との連携を強化し、患者の急性増悪時及び退院時のサポートを充実させる。また、増加が見込まれる認知症や身体合併症を有する精神疾患を持つ患者への対応を強化していくために訪問診療の件数増加に努める。 ・島外の高度急性期病院や島内開業医との連携を積極的に進め、特に、島内開業医との連携については、入院患者の受け入れや退院後の紹介を行い、連携強化に努めていく。	回復 99 60 慢性 39					
5	柳井	周防大島町立東 和病院	一般 99 療養 45 54	回復 慢性 99 45 54	回復 慢性 99 45 54	地ケア 34 34						・回復期機能と慢性期機能を担う。	・地域包括ケアシステムに寄与するため、急性期病院並びに島内における医師会との連携を積極的に進め、急性期機能を強化していく。 ・今後、外部環境の動向、医療資源の変動を踏まえ、増床を検討する。増床については対象患者の獲得に苦慮する可能性があるため、大島病院橋病院、島外の急性期病院との連携をより強化する必要がある。そして、院内の受け入れ体制を強化するため、内科医をはじめ他科連携を強化し、協力体制を構築する。	回復 99 79 慢性 20					
6	柳井	光輝病院	一般 476 療養 32 444	慢性 休棟 476 332 144	慢性 272 272							・慢性期機能を担う。	・慢性期医療を担う。 ・介護医療院としての病棟を整備し、医療療養はある程度の病床を維持する。	慢性 272 272					
病院小計				1,41 高度 急性 回復 慢性 休棟 1,41 756 658	1,21 高度 急性 回復 慢性 休棟 1,21 235 209 766 0	141 0 141	1	1	0	0	0			1,210 高度 18 急性 217 回復 264 慢性 711	0	0	0		
7	柳井	志熊眼科	一般 5 5	急性 5 5	急性 5 5							・4機能のうち急性期が中心。 ・主に白内障手術のための入院施設である。	・眼科有床診療所が減少しつつある中、通院困難者の白内障手術などへの対応のため病床を維持する。	急性 5 5					
8	柳井	松井クリニック	一般 12 12	急性 12 12	急性 12 12			○	○			・在宅療養患者急変時の入院対応	・病院では対応困難な高齢者の受け入れに対して小回りの利く医療を遂行していく。 ・無床診療所との連携による在宅療養患者の入院対応。 ・要請に応じた急性期患者、手術患者の対応。	急性 12 12					
9	柳井	弘田脳神経外科	一般 17 17	急性 17 17	急性 17 17			○	○			・急性期機能を担う。 ・MRI、CTの随時検査による正確な診断対応、入院症例の早期の転退院。 ・理学療法士による早期からのリハビリテーション。	・診察要請に迅速かつ正確に検査対応する脳神経外科機関。 ・軽症脳血管障害例、頭部外傷例の入院加療機関としての需要を充たす。 ・脳卒中予防、再発予防への啓発。 ・在宅医療、介護保険施設との連携、終末期受入先としての構え。 ・認知症例に対する介護保険スタッフとの連携。 ・脳神経外科症例に限らぬ、救急患者に対する二次三次医療機関への転送機関。	急性 17 17					
10	柳井	藤本眼科	一般 15 15	急性 15 15	急性 15 15							・主に白内障手術に対する入院を担う。	・今後も周東病院のみでは対応しきれない、柳井地域における眼科患者に対する入院治療の一翼を担う。	急性 15 15					
11	柳井	周防大島町立橋 医院	一般 19 19	休棟 19 19	休棟 19 19							・慢性期機能を担う。	・急性増悪したかかりつけの患者、急性期病院からの術後患者に対応する。また、併設の訪問看護ステーションと連携し、在宅医療を行っていく。 ・橋地区の患者に対して、医療・介護のシームレスな提供を行うため、併設する介護老人保健施設さざなみ苑との機能分化及び連携を強化する。	休棟 19 19					

整理番号	区域	医療機関名	許可病床数 (精神・感染症・結核除く) R3.7.1 ※1		病床機能報告による 機能別病床数 ※1		施設基準の 状況 R3.7.1 ※2	認定・届け出等 ※3					「公的医療機関等2025プラン」又は「医療機関2025プラン」の記載内容のうち、「自施設の現状」「今後の方針」「4機能ごとの病床のあり方について」から集約・抜粋(プラン未作成の有床診療所については、病床機能報告の報告内容から整理) ※4	「具体的対応方針の見直し・検証」及び「構想区域全体の2025年の医療提供体制の検討」の検討結果 ※5							
			一般	療養	R3.7.1	R7.7.1		地域医療支援	救急医療施設	在宅療養支援	在宅療養後方支援	終末期医療		病院の特徴・役割	今後の方針	機能別病床数(2025)	変更あり	変更なし	検討中	具体的な変更内容等	
12	柳井	山中医科歯科クリニック	19 一般	19 療養	19 休棟	0 廃止						○		・急性期機能を担う。	・急性期医療の提供を続ける。	0 廃止					
13	柳井	安本医院	19 一般	19 療養	19 急性	19 急性						○	○	・急性期機能を担う。	・在宅医療。 ・救急患者の治療と介護。	19 急性					
14	柳井	弘和クリニック	19 一般	7 療養	12 慢性	19 慢性						○	○	・慢性期機能を担う。	・地域における終末期医療の一翼を担う。	19 慢性					
15	柳井	平生クリニックセンター	19 一般	19 療養	19 休棟	0 廃止								・回復期機能を担う。 ・在宅患者の急変時の受け入れ。	・急性期医療を受けた後の患者の受け入れ。 ・現在の機能は維持。	0 廃止					
診療所小計			144 一般	132 療養	12 療養	144 高度急性回復 132 慢性 12 休棟	106 0 68 0 19 慢性 19 休棟		0	0	5	0	4				87 0 68 0 19	0	0	0	
医療圏合計			1,558 一般療養	888 療養	670 療養	1,558 高度急性回復慢性休棟	1,316 6 303 209 785 19	141 0 141	1	1	5	0	4				1,297 18 285 264 730	0	0	0	

※1:令和3年度病床機能報告における病床数。

※2:中国四国厚生局「届出受理医療機関名簿(届出項目別)」において、【地ケア:地域包括ケア病棟入院料又は地域包括ケア入院医療管理料】、【回リハ:回復期リハビリテーション病棟入院料】を届け出ている病床数。

※3:【地域医療支援:地域医療支援病院の承認を受けた病院】、【救急医療施設:二次救急医療施設の認定を受けた病院は「○」、三次救急医療施設の認定を受けた病院は「◎」】、【在宅医療支援:在宅医療支援病院又は在宅医療支援診療所の届出のある医療機関】、【在宅医療後方支援:在宅医療後方支援病院の届出のある病院】、【終末期医療:令和3年度病床機能報告における「有床診療所の病床の役割」の項目のうち、「終末期医療」を選択している有床診療所】

※4:「機能別病床数(2025)」については、令和4年12月までに調整会議において合意された2025プランの内容を反映している。また、有床診療所については、「病床機能報告による病床数」の「R7.7.1」の機能別病床数を反映している。

※5:「具体的対応方針の見直し・検証」及び「構想区域全体の2025年の医療提供体制の検討」を行った結果、具体的対応方針(2025プラン等)について、①変更を行う場合、「変更あり」に○を付し、具体的な変更内容等を記載する。

②変更が必要ない場合、「変更なし」に○を付し、変更しない理由等を記載する。③検討中の場合、「検討中」に○を付し、可能な範囲で具体的な検討内容を記載する。